

平成25年 藤枝市議会 11月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成25年12月19日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案5件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第78号議案「平成25年度藤枝市一般会計補正予算（第3号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「2款1項8目 防災対策費について、本基金に組み替わったことで、予算確保ができなかった事業はあるのか。また、予算確保ができなかった事業については、来年度に一般財源等で予算要求するのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「県の大規模地震対策総合支援事業費補助金から本基金への組み替えの中で、各防災拠点である行政センターに非常用電源の設置を考えていたが、予算的に確保できなかった。今後、関係省庁の補助金等、特定財源の確保ができないか検討している。」という答弁がありました。

次に、「10款 教育費、小中学校に増設する特別支援学級用の学校備品等の購入について、その内訳について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「児童生徒数の机・椅子、整理棚、教卓・ついたてホワイトボード等の消耗品費である。」という答弁がありました。

このほか、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 8 1 号議案「藤枝市緊急地震対策事業基金条例」について申し上げます。

一委員より、「第 1 条の中で、地震対策事業に要する経費に充てるとあるが、対象となる事業について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「公共施設の耐震化、地域総合防災推進事業での同報無線の整備、家庭内の家具の固定、避難所・救護病院の整備、ガラス飛散防止など約 9 0 事業が交付対象事業である。」という答弁がありました。

このほか、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 8 2 号議案「藤枝市消防団条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「年の途中において、報酬年額の異なる階級に異動した場合とあるが、どの程度あるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「年度途中で上級者が退団した場合に昇格することがあるが、それほど多く事例はない。」という答弁がありました。

このほか、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 8 3 号議案「藤枝市人工芝グラウンド整備基金条例」について申し上げます。

一委員より、「本条例の目標金額及び金額に到達しなかった場合並びに再募集の予定について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本条例の中には目標金額はないが、寄附金を原資にするということで、商工会議所では 5,000 万円を目途に寄附の募集をしていると伺っている。寄附金の募集期間は、平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの期間があるため、そこを目途に商工会議所のほうで集めていただけると伺っている。また、寄附金が集まらなかった場合は、商工会議所でも対応は検討していると伺っているが、本市においても集まった金額を見る中で、対応を検討していきたい。」という答弁がありました。

このほか、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第 93 号議案「藤枝市民西益津温水プール・藤枝市民大洲温水プール・藤枝勤労者体育館の指定管理者の指定について」、申し上げます。

初めに、「これまで、西益津温水プール、郷土博物館、葉梨西北活性化施設と指定管理者から直営になった施設があったが、今回の指定管理者選定において、それらの事を踏まえて選定基準の見直しを行ったか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「特に博物館等については、いわゆる公共、行政で行うことによってより文化財等の保護に有効である、あるいは市民サービスの観点

からも文化財等を市民に紹介する上で有効であるということで直営とした。指定管理者制度は、民間の活力を使うことにより、価格面、市民サービス面の両面から効果を高めるという視点がある。こうした観点や各施設の特性を踏まえ、選定の基本方針、選定基準、選定委員会で定める評価基準等を基に審査にあたっており、それらの基準については、随時、見直しを行っている。特に個々の評価に当たり、委員会では、評価の基準等を確認し、必要な改正もした上で評価に臨んでいただいている。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者制度において、例えば3年、あるいは5年の間に指定管理者がやめてしまった場合のリスクを負うのは市であることを踏まえ、事業継続が困難となった場合の措置について、協定書にうたったらどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の募集に際しては、募集要項の中で『新たに事業の継続が困難となった場合における措置』という項目を設け、『市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により継続困難であると判断した場合は、この指定を取り消し、それにより生じた損害を、その指定管理者が負担する』ということをあらかじめ示してある。今後、これを協定の中に反映するよう協議していく。」という答弁がありました。

次に、「今回指定管理者がかわることに関する、地元への説明等について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「選定委員会の結果を受け、地元の自治会、町内会の役員、また、地元のスポーツクラブの役員には、指定管理者がかわっても、前指定

管理者の事業は継承していくという説明を行った。」という答弁がありました。

次に、「人員体制や新たな機器導入について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「人員体制については、主にプール等の監視につき、ピーク時には10名以上の体制をとるということで、今回の候補者に確認している。特に大洲のプールは、ウォータースライダー等の施設もあるので、10名以上配置することとなっている。

また、トレーニング機器の導入については、リースということで提案を受けている。」という答弁がありました。

次に、「選定委員のメンバーと異動状況について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「委員は、民間の委員が3名、市の職員の委員4名、全部で7名である。民間の委員は、静岡大学の佐藤委員長で会計学のご専門、企業経営の立場から中小企業団体中央会の事務局長の村松委員、また、市民の目線からの代表として民生・児童委員の番場委員にお願いしている。市の職員は、副市長以下、部長職が就いている。異動状況については、民間委員は村松委員が新任で、市の職員は部長職等の兼務職であるため、人事異動により交替する。」という答弁がありました。

次に、「はつらつ運営委員会と選定委員会の委員は同じことに矛盾はないか、選定までの経過を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「同じ委員なので、必然的にモニタリングの結果も踏まえた上での評価になるものと承知している。選定の過程としては、第2回の委員会で、提案された各計画を横並びにして、再度委員会を開いてヒアリング

を行い評価することとし、第3回の委員会で、安全面等を確認する等の聴き取りを行い、その上で評価点をつけている。結果としては、運営の内容に関する評価は、第2位候補の報徳グループの方が高い点を得ており、これはまさにモニタリング等の評価の結果を踏まえてのことと考える。ただ、委員会の議論としては、評価の数字として、静岡ビル保善が2位ということだったが、内容としてはビル保善の提案も決して内容的に劣っているということではなかった。これまでの実績、あるいはビル保善の提案が実際にそのとおり実施できるかどうかという確証、こうした点で少し評価が分かれて点数の差がついたものと承知している。その上で、価格点の評価も加えた総合合計点で静岡ビル保善の方が上回り、結果として第1位候補者に選定したという経過である。」という答弁がありました。

次に、「評価の採点について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「管理運営内容の評価の採点については、大きな5項目に対して、さらに細目の22項目を設け、委員は、その細目ごとに5段階評価をしている。それに対して点数を掛け合わせ、特に委員会として重視した管理責任体制やサービスの向上策等については、あらかじめ配点をやや高くし、全体の採点をした。結果としては、これまでの実績評価を踏まえ、多くの項目においては報徳グループの方が高かった。静岡ビル保善の方は、提案内容は劣らない、同じような提案があったが、できるかどうかという確証の部分で評価点の差にあらわれたものと承知している。」という答弁がありました。

次に、「指定管理料の金額をどのように評価したか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「評価の方法については、運営内容の評価のほか、経営収支についての評価ということで、市が負担する指定管理料について評価点を付けている。指定管理料の提案額の中で一番低いところを満点とし、それに対する各提案額の割合で評価点を出している。金額については、相対評価という考え方のもとに評価し、総合評価としては、運営内容について7割、金額について3割という評価割合としており、それらを合計した中での総合判断ということである。」という答弁がありました。

次に、「新しく変わる指定管理者が前管理者と同じような運営となるよう監督すべき部分が出てくると思うがどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「選定委員会の結果を受け、原課では、安全性や地域への貢献等、市民サービスが低下しないよう、前指定管理者の事業の継承、またそれ以上の事業展開をするように、第1位候補者に再度その確認を行った。今後も、しっかりと指導・監督していく。」という答弁がありました。

次に、「今回指定管理の第一候補者となっている静岡ビル保善のこれまでの実績等をどのように検証されたか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「プール関係については7施設、指定管理を行っており、中でも神奈川県相模原市の総合水泳場が市のホームページ等でモニタリング等の評価が出ていて、非常に利用者等の反響もよく、そうした旨を同市の担当からも聴き取っている。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者が行う自主事業の展開について検討したか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の静岡ビル保善の事業等についても、基本的には報徳グループが取り組んできた自主事業をベースに捉えている。利用者が、とまどいを生じないように、まず利用者の立場に立った自主事業を展開していくということを考えている。その上で5年間の指定管理の期間の中で、さらに市民サービスの向上ができる自主事業を盛り込んでいくよう考えている。」という答弁がありました。

次に、「今回の選定にかかるヒヤリングについてどのような体制で臨んだのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「ヒヤリングについては、選定手続の規定で選定委員会が行うことができる旨が定められており、今回、委員会として特にヒヤリングで重点を置いたのは、実際の提案がそのとおり着実にできるかどうか、そうした体制が組めるかどうか、そして何よりも増して安全管理が確実にできるかどうか、各施設の過去の事故事例も踏まえて、そうしたことのないように確実にできるかどうか等を委員自ら確認したいということで、実施を決定し行ったものである。提案内容については、あらかじめ細目を当方から評価項目として示してあり、それらをすべて申請書、計画書の中に折り込んで提案いただいて、各提案者が行うべき、あるいは行いたい提案については、すべてその中に盛り込まれているという前提で、各委員はその申請書、計画書を読み込んだ上でヒヤリングに臨んだ。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者が変わることで地元雇用はどうか伺う。」という  
質疑があり、

これに対して、「雇用については、臨時・アルバイトも含め、現在45名が  
藤枝市内の方である。地元雇用を優先していきたいが、本人の意向等により  
採用していくという提案がある。市としては、新しい指定管理者にも地元雇  
用を継承していくようお願いをしている。」との答弁がありました。

最後に、「今後は選定委員会において、一般公開でプレゼンテーションを実  
施すること、指定管理者がどういう管理を行っていくのかという検証方法を  
考えること、これまでの指定管理者との比較表を作成し、これまでの指定管  
理者がやってきた事業を今回の指定管理者にも継承させ、市民サービス向上  
に向けてしっかりと事業を行っていくこと」以上3点が要望されました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべ  
きものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。